中 期 計 画

国立大学法人 豊橋技術科学大学

平成22年3月31日認可

平成25年3月29日変更認可

平成26年3月31日変更認可

平成27年3月31日変更認可

国立大学法人豊橋技術科学大学の中期計画

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
- 1 教育に関する目標を達成するための措置

(1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 入学者選抜方法の改善等を踏まえ、アドミッションポリシーを明確にするとともに、学習・教育目標を設定・公開し、目標達成状況を常に検証する。
- ② 技術者教育の質を、日本技術者教育認定機構(JABEE)等の第三者機関、あるいは厳正な自己 評価によって保証する。
- ③ 長岡技術科学大学及び国立高等専門学校機構と連携・協働して教育改革を行うための実施体制を構築し、グローバル人材とイノベーション人材を養成する。
- ④ 広い視野と柔軟な思考力を養成するため総合教育院を置き、技術科学に即した人文・社会科学を含むリベラルアーツ教育、未来社会を見据えた科学教育及び国際化に対応した教育を充実する。
- ⑤ 実践的思考力を養成するため、学部・大学院における実務訓練・海外インターンシップを強化する。
- ⑥ 創造的思考力を養成するため卒業研究・修士論文の充実・実質化を進めるとともに、単位の実質化を踏まえて学生の主体的な学習を促す仕組みを構築する。
- ⑦ 1・2年次における数学・物理・化学などの共通基礎科目や技術科学教育の充実を図る。
- ⑧ 高等専門学校からの3年次編入学生のための教育内容を点検し、改善する。
- ⑤ 高等専門学校専攻科からの大学院入学生のための教育体制を点検し、改善する。
- ⑩ 学部-博士前期課程の一貫性、博士前期-博士後期課程の連続性を踏まえて教育内容を点検・ 改善する。
- ① 外国人留学生に対し、指導的技術者となるための技術科学に関する体系的な教育体制を構築する
- ② e ラーニング等により社会人教育の内容充実を図る。

(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 新しい教育体制を年次進行させつつ、これまでの教育体制を維持するシステムを構築する。
- ② 分野を横断する新しい兼務制度を整備し、これを積極的に活用した柔軟な教育体制を構築して、 学生の学習意欲を高める。
- ③ 学生による授業評価アンケート結果を利用し、教育改善状況の把握と評価を行う手法を構築する。
- ④ 教員個人の自己点検の内容を教育改善にフィードバックさせる手段を考案し、実施する。
- ⑤ 教育の補助・支援のため、学習サポートルーム等の充実を図る。
- ⑥ 教務委員会の下に共通教育検討委員会を設立し、共通教育と専門教育の連携を強化する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ① 編入学生、留学生、社会人学生など教育歴の異なる新入生に配慮したきめ細かな就学ガイダンスを実施し、新たな学生生活へのスムーズな導入を図る。
- ② 体育施設、学生交流会館など課外活動施設の整備及び学生宿舎等の居住環境の整備を図るとと もに、学生諸団体との意見交換会等を通じて学生の要望を課外活動支援に反映させる。
- ③ 学生相談、健康相談など各種相談制度を充実させ、学生の修学、生活、健康など学生生活全般に亘る支援体制を整備する。特に不登校学生への支援を充実させる。

- ④ 各種奨学金や本学独自の学生表彰制度である「卓越した技術科学者養成プログラム」など、経済的な支援制度の適切な運用を図る。
- ⑤ 学生の自主的学習のための環境整備とその効果的な運用を図るとともに、在学生が新入生にアドバイスを行うピアサポートの導入を図るなど、学習サポート体制を充実させる。
- ⑥ 留学生、社会人学生等の修学・生活支援を充実させ、特に就職支援に関するきめ細かな情報を 提供できる仕組みを整備する。
- ⑦ 社会人として必要な規範意識などの社会人基礎力の養成を図る。また実務訓練、海外インターンシップ、MOT研修会など、専門的なキャリア教育の充実を図る。
- ⑧ キャリア情報室の充実を図り、企業説明会及び就職講座等を定期的に開催し、企業や就職状況 に関する最新の情報を提供できる体制を整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① グローバルCOEプログラム等の大型プロジェクトを通じて、ブレークスルーを起こすための センシング技術を基盤とする先端的研究を推進するとともに、その成果を社会に還元する。
- ② 高度な研究活動を通して優れた専門知識と技術科学能力を有し、世界的に通用する高度専門技術者の育成を行う。
- ③ 教員の教育研究活動、研究業績等について社会への情報発信を積極的に推進する。
- ④ 他大学・他研究機関等との連携により、医工連携、農商工連携を推進するとともに、文理融合により新たな技術科学の研究活動の活性化を推進する。
- ⑤ 学内の組織再編を通して、生命科学、環境学などの社会的な要請に合致した研究を推進する。
- ⑥ 産学連携推進本部の強化により教員への支援を充実するとともに、戦略的な出願及び管理を実施し、知的財産の蓄積、利活用及び産学連携を促進する。

(2)研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 学内組織の再編等により、社会の要請に対応する分野の高度な研究を推進する体制を構築し、戦略的な企画立案を行う。
- ② 研究水準の向上のため、研究活動に係る自己点検・評価結果等を踏まえた研究資源(資金、人員)の配分を積極的に推進する。
- ③ 全国及び地域の企業、自治体、金融機関等との連携を推進し、産学連携協力システムを強化する。
- ④ 教員の国際的共同研究の推進を支援するための体制を構築する。
- ⑤ 研究スペースの見直しを行い、若手研究者への研究スペース配分も考慮し、課金制度を維持運用するとともに、研究環境(電気、ガス、水道、情報等)の改修を計画的に実施して、研究推進に寄与する。
- ⑥ 研究設備等マスタープランの定期的な見直しを行い、学内共用の研究設備、情報設備の計画的な整備を推進し、研究の促進に寄与する。
- ⑦ 学内の特許情報、研究情報を集中的に管理・更新し、戦略的産学連携活動に結びつける。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ① 行政・教育・研究機関、企業、学協会、法人、民間団体等との技術科学等に関連した連携・支援事業を促進する。
- ② 社会人や市民に対する再教育・生涯学習・研修等を通じ、また、小中高校等教育機関と連携し、アウトリーチ活動を積極的に行い、社会における技術科学等に関する教育・文化の向上に貢献する。

③ 行政、大学等研究機関、企業等との連携を積極的に進め、大学の持つ技術科学等に関連した「知」や「研究成果」を基軸に、社会の活性化につながる取り組みを積極的に推進する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ① 国際交流・連携を全学的に推進するための戦略を策定し展開する。
- ② 国際交流事業等を担当するセンターの再編等により、推進体制を強化する。
- ③ 海外の大学・研究機関との交流協定を積極的に整備し、締結した協定校との交流状況を分析し、 必要に応じて見直す。
- ④ 重点的に交流を推進する海外の大学等を選定し、教育協力、共同研究、産学連携協力を積極的に実施する。
- ⑤ 本学の外国人向けホームページの充実を図るとともに、海外における本学の同窓会を積極的に 支援し、広報及び情報発信機能を強化する。
- ⑥ 外国人教員・研究者の受入は、国際交流協定校等から年間本学教員の10%程度以上を目指す。 また、本学教職員の国際的レベルを維持・発展させるため、各種事業・海外派遣制度を利用して、 年間本学教員の5%程度以上の派遣を実現するとともに、学生の海外派遣・留学を推進する。
- ⑦ アジアを中心とした留学生・研究者のネットワーク、発展途上国の工学教育強化プロジェクト、 留学生を含む人材養成の強化を図るため、国際交流事業等を担当する本学の諸センターを積極 的に活用する。
- ⑧ 留学生30万人計画を踏まえ、外国人留学生の受入の拡大に努め、在籍学生の10%程度以上を年間目標に受入を推進する。
- ⑨ 三遠南信地域を中心とした行政機関・国際交流協会等と連携を図り、地域社会の友好親善事業・交流会・ホームスティ事業への協力を強化する。また、外国人留学生、本学教職員を国際理解教育、地域の国際交流事業等を行う小中高校等に派遣する。
- ⑩ スーパーグローバル大学創成支援「『グローバル技術科学アーキテクト』養成キャンパスの創成」事業の目標達成に向け、「グローバル技術科学アーキテクト養成コース」の具体的なコース設計及び募集要項の作成を行うとともに、10 科目以上の授業科目のバイリンガル化並びに合計5名の英語教育・日本語教育担当教員の増員を行う。さらに、グローバル宿舎建設の基本設計を進めるとともに、重層的な人材循環の実施に向け、5名程度の教員を、英語力強化のためのFD研修として1か月程度海外に派遣する。

(3) 高等専門学校との連携に関する目標を達成するための措置

- ① 高専連携室を中心とした高等専門学校との連携の枠組みを拡充する。
- ② 高等専門学校との教育研究連携に基づく学生の入学制度及び支援制度を整備する。
- ③ 一貫した技術者教育のための高等専門学校との教育連携及びファカルティ・ディベロップメント (FD) を推進する。
- ④ 高等専門学校との共同研究、教員交流を推進・支援する。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 学長がリーダーシップを発揮し、教育研究組織の再編に合わせ管理運営体制を整備・充実する。
- ② 経営協議会をはじめとして、学外有識者による「アドバイザー会議」を活用するとともに、ステークホルダー等の意見を反映する学内体制を追加整備し、外部の意見を取り入れる体制を一層充実する。
- ③ 教育研究の活性化のため、戦略的な配分(人材、施設・設備、予算配分等)を見直し、整備・充実する。

- ④ 学部・大学院及びセンター等(教育組織、研究組織、教育・研究支援組織等)を再編し、学年進行に沿って整備するとともに、完了後は再編内容について検証する。
- ⑤ 優れた教職員を確保するため、教員の人事企画、採用計画等の人事計画を策定するとともに、 女性及び外国人等の採用による教員構成の多様化などを積極的に推進し、人事・給与システムの 弾力化に取り組む。特に年俸制については、適切な業績評価体制を整備し、退職金に係る運営費 交付金の積算対象となる教員について年俸制導入等に関する計画に基づき促進する。
- ⑥ 40 歳未満の優れた若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、継続性と流動性を促進する観点から、若手教員の人事方針を明確化するとともに、若手教員の雇用に関する計画に基づき、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる教員として雇用をするため、4名の若手研究者を採用する。
- ① 人事評価制度の検証、必要に応じ改善を行うとともに、引き続き人事評価結果等を活用し、給 与、昇給、表彰に反映する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 教育研究組織の再編に合わせ、事務組織を整備・充実する。
- ② 第二期事務改革アクションプランを作成し、重点課題(人事制度改革、事務の簡素化・合理化、事務職員の再配置)に対する具体の実行計画により、事務改革を推進する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の安定的確保に関する目標を達成するための措置
 - ① 競争的研究資金に関する情報収集を迅速かつ的確に行うとともに、産業界・地方公共団体等との連携協力の強化を図り、寄附金、共同研究、受託研究等の外部研究資金の獲得に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

① 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号) に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間において、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

① 効率的な法人運営のため、引き続き業務の見直しを行いつつ、費用対効果を検証するとともに 経費の抑制を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

① 市場調査・分析を的確に行うことにより、経営基盤の強化につながる資金の運用を図るなど、 現有資産を適切に活用する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ① 組織等評価、個人評価などの自己点検・評価システムを計画的に運用し、評価結果を活用することで大学運営の一層の改善・充実を図る。
- ② 教育研究活動等の質を保証するために、大学機関別認証評価等の第三者評価を受け、その結果を活用し改善を図る。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- ① それぞれの受け手のニーズに対応した効果的な情報提供を行うとともに、ブランディング戦略を意識した大学情報の発信と広報活動を推進する。
- ② 学内情報の共有化をさらに推進し、社会に対する説明責任を果たすため、迅速かつ的確な広報活動の体制を強化する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ① 本学の基本理念に基づき策定したキャンパス・マスタープランに沿って、国の財政状況や社会 及び施設需要の変化等を踏まえ、新たなる整備手法を推進するとともに、省エネルギー等の環境 に配慮した教育研究施設・設備の充実を推進する。
- ② 教育・研究組織の再編等に伴う教育・研究の高度化・活性化等に対応させるため、安全・安心対策に配慮するとともに、費用対効果を勘案しつつ、計画的に老朽施設の改善を推進する。
- ③ 施設の点検・評価システムを継続して実施するとともに、全学的な視点に立った施設マネジメントシステムに基づく弾力的・効率的なスペースマネジメントを行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ① 労働安全衛生法等の法令に基づき、大学構成員の健康の保持増進、危険の防止等を推進するため、安全衛生管理推進本部を中心とする体制をさらに強化する。
- ② 大学構成員の安全確保及びリスク管理能力の向上に資するため、研究室等の点検・整備を行うとともに、定期的な研修や訓練を行い、安全・衛生等に係る意識改革を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

- ① 教職員一人一人の社会的責任、法令遵守に対する意識の向上を図り、自己点検等の体制を整備する。
- ② コンプライアンス推進のため、外部有識者を加えるなど、内部体制の整備充実を図る。
- ③ 情報セキュリティを高めるために、大学の基本情報の適切な管理を行うとともに、情報セキュリティポリシーの徹底と改善を図る。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

Ⅶ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

10億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定されるため。

Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画の予定なし

区 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
小規模改修	総額 168	国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (168)

- (注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の 実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加さ れることもある。
- (注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

優れた教職員を確保するための人事計画に基づき、全学的な視点からの採用等人事を計画的、戦略的に実施するとともに、任期制の拡充・普及、テニュア・トラック制の導入及び男女共同参画の推進等により流動性、多様性を推進する。

また、教職員全体の活性化に資するため、人事評価結果等を活用するとともに、事務職員の人事制度改革(人材育成、人事異動、給与等)に反映させる。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 15,840百万円(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業) 計画の予定なし

(長期借入金)

(単位:百万円)

年度財源	H22	H23	H24	H25	H26	H27	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務 償還額
長期借入金償還金 (民間金融機関)	11	11	11	11	11	11	68	91	159

- (注1) 金額については見込であり、業務の実施状況等により変更されることもある。
- (注2) 百万円未満の端数処理により、小計額等は一致しない。
- (リース資産) 該当する資産なし

4 積立金の使途

教育研究に係る業務及びその附帯業務に充てる。

(別紙)予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成22年度~平成27年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金	額
収入		
運営費交付金		22, 834
施設整備費補助金		0
船舶建造費補助金		0
国立大学財務・経営センター施設費交付金		168
自己収入		8, 496
授業料及び入学料検定料収入		8, 020
附属病院収入		0
財産処分収入		0
雑収入		476
産学連携等研究収入及び寄附金収入等		7, 896
長期借入金収入		0
計		39, 394
支出		
業務費		31, 330
教育研究経費		31, 330
診療経費		0
施設整備費		168
船舶建造費		0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等		7, 896
長期借入金償還金		0
計		39, 394

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 15,840百万円を支出する。(退職手当は除く。)

- 注)人件費の見積りについては、平成23年度以降は平成22年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。
- 注)退職手当については、国立大学法人豊橋技術科学大学退職手当規程に基づいて支給する こととするが、運営費交付金として交付される金額については、各事業年度の予算編成過程 において国家公務員退職手当法に準じて算定される。
- 注)組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式 により算定して決定する。

I [一般運営費交付金対象事業費]

- ①「教育研究等基幹経費」:以下の事項にかかる金額の総額。E(y-1)は直前の事業年度におけるE(y)。
 - ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給 与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ②「その他教育研究経費」:以下の事項にかかる金額の総額。F (y-1)は直前の事業年度におけるF (y)。
 - ・ 学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員(①にかかる者を除く。)の 人件費相当額及び教育研究経費。
 - ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
 - ・ 法人の管理運営に必要な職員(役員を含む)の人件費相当額及び管理運営経費。
 - 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

[一般運営費交付金対象収入]

- ③「基準学生納付金収入」:当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。(平成22年度入学料免除率で算出される免除相当額及び平成22年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外。)
- ④「その他収入」:検定料収入、入学料収入(入学定員超過分等)、授業料収入(収容定員 超過分等)及び雑収入。平成22年度予算額を基準とし、第2期中期目標期間中は同額。

Ⅱ 〔特別運営費交付金対象事業費〕

⑤「特別経費」:特別経費として、当該事業年度において措置する経費。

Ⅲ「特殊要因運営費交付金対象事業費〕

⑥「特殊要因経費」:特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

運営費交付金 = A(y) + B(y) + C(y)

1. 毎事業年度の一般運営費交付金は、以下の数式により算定する。

A (y) = E (y) + F (y) - G (y)

- (1) $E(y) = E(y-1) \times \beta$ (係数)
- (2) $F(y) = \{F(y-1) \times \alpha (係数)\} \times \beta (係数) \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$
- (3) G (y) = G (y)

- E (y):教育研究等基幹経費(①)を対象。
- F(y):その他教育研究経費(②)を対象。
- G (y):基準学生納付金収入(③)、その他収入(④)を対象。
- S(y):政策課題等対応補正額。

新たな政策課題等に対応するための補正額。各事業年度の予算編成過程において 当該事業年度における具体的な額を決定する。

T (y):教育研究組織調整額。

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U(y):施設面積調整額。

施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特別運営費交付金は、以下の数式により算定する。

B(y) = H(y)

- H (y):特別経費(⑤)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
- 3. 毎事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

C(y) = I(y)

I (y):特殊要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するため に必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事 業年度における具体的な額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ):大学改革促進係数。

第2期中期目標期間中に各国立大学法人における組織改編や既存事業の見直し 等を通じた大学改革を促進するための係数。

現時点では確定していないため、便宜上平成22年度予算編成時と同様の考え方で△1.0%とする。

なお、平成23年度以降については、今後の予算編成過程において具体的な係数 値を決定する。

β (ベータ):教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に 応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

- 注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。
 - なお、「特別運営費交付金」及び「特殊要因運営費交付金」については、平成23年度以降は 平成22年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想される ため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。
- 注)国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を 計上している。
- 注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成22年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。
- 注)産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権等収入を含む。
- 注)業務費及び施設整備費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額 を計上している。
- 注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。
- 注)上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「政策課題等対応 補正額」、「教育研究組織調整額」及び「施設面積調整額」については、0として試算して いる。

2. 収支計画

平成22年度~平成27年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金額
費用の部	39, 900
経常費用	39, 900
業務費	35, 626
教育研究経費	11, 878
診療経費	
受託研究費等	6, 495
役員人件費	362
教員人件費	11, 784
職員人件費	5, 107
一般管理費	2, 250
財務費用	
雑損	
減価償却費	2, 024
臨時損失	
収入の部	39, 900
経常収益	39, 900
運営費交付金収益	22, 232
授業料収益	6, 303
入学金収益	1, 438
検定料収益	245
附属病院収益	
受託研究等収益	6, 495
寄附金収益	1, 229
財務収益	
雑益	476
資産見返負債戻入	1, 482
臨時利益	
純利益	
総利益	

注)受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注)受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成22年度~平成27年度 資金計画

(単位:百万円)

区分	金額
資金支出	40, 359
業務活動による支出	34, 911
投資活動による支出	4, 483
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	965
資金収入	40, 359
業務活動による収入	39, 226
運営費交付金による収入	22, 834
授業料及び入学料検定料による収入	8, 020
附属病院収入	0
受託研究等収入	6, 495
寄附金収入	1, 381
その他の収入	496
投資活動による収入	168
施設費による収入	168
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前中期目標期間よりの繰越金	965

注)施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業にかかる交付金を含む。

別表(収容定員)

平成	工学部 920人
成 22	工学研究科 892人
年	工学研究科 892人 うち博士前期課程395人
度	りら博士前朔蘇権395人 修士課程 395人
及	
	肾工後粉味性Ⅰ 0 2 入
平	工学部 920人
成	
23	工学研究科 892人
年	うち博士前期課程790人
度	博士後期課程102人
平	工学部 980人
成	
24	工学研究科 892人
年	うち博士前期課程790人
度	博士後期課程102人
平	工学部 1,040人
成	
25	工学研究科 892人
年	うち博士前期課程790人
度	博士後期課程102人
平	工学部 1,040人
成	
26	工学研究科 892人
年	うち博士前期課程790人
度	博士後期課程102人
平	工学部 1,040人
成	
27	工学研究科 892人
年	うち博士前期課程790人
度	博士後期課程102人